

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の
廃止措置計画の認可の審査に関する考え方

平成 2 9 年 4 月
原子力規制委員会

改訂履歴

年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
平成29年4月19日	策定
令和2年4月1日	新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に伴う原子炉等規制法、再処理規則等の改正に伴う変更

第1 趣旨

本書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）（以下「東海再処理施設」という。）に係る廃止措置計画の認可（変更の認可を含む。以下同じ。）の審査に関する考え方を示すものである。

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」（原規総発第1311275号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））では、再処理施設に係る廃止措置計画の認可の審査基準について、法第50条の5第3項において準用する第12条の6第4項及び再処理規則第19条の8に規定されていることを示した上で、更に具体的な審査基準は設定しないこととしている。

東海再処理施設に係る廃止措置計画の認可については、本書を用いて審査を行うこととする。

第2 定義等

1 法令の略称

本書で用いる法令の略称は、次のとおりである。

法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
再処理規則	使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）
再処理維持基準規則	再処理施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第9号）

2 用語の定義

本書において使用する用語は、法、再処理規則及び再処理維持基準規則において使用する用語の例による。

第3 本書に関係する主な法令

法第50条の5第2項（廃止措置計画の認可）

法第50条の5第3項において準用する法第12条の6第3項（廃止措置計画の変更の認可）

法第50条の5第3項において準用する法第12条の6第4項（認可の基準）

再処理規則第19条の4（廃止措置として行うべき事項）

再処理規則第19条の5（廃止措置計画の認可の申請）

再処理規則第19条の6（廃止措置計画の変更の認可の申請）

再処理規則第19条の8（廃止措置計画の認可の基準）

第4 基本的考え方

再処理施設の廃止措置は、廃止措置対象施設のリスクの低減を念頭に、安全に、かつ、可能な限り早期に完了されなければならない。

東海再処理施設の廃止措置については、廃止が決定された時点で、回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されず、特定廃液が廃液槽に保管廃棄されている状態であり、かつ、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない特殊性がある。このため、再処理規則及び再処理維持基準規則を改正したところであるが、運用上なお残る課題については、廃止措置段階にある東海再処理施設のリスク（以下単に「リスク」という。）の早期低減を図るため、次により対応する。

1 廃止措置計画の申請について

再処理施設について廃止措置を講じようとする再処理事業者は、あらかじめ、廃止措置計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない（法第50条の5第2項）。この廃止措置計画には、廃止措置の全期間を対象に、再処理規則第19条の5第1項及び第3項に定める事項を定めることが求められるが、廃止措置の完了に長期間を要するため、廃止措置の全期間にわたり詳細な工程、方法等を具体的に記載することが困難であるなどの合理的な理由がある場合にあつては、廃止措置の主要な工程及び全体の見通し等に係る事項や、廃止措置期間中に詳細な方法等を定めることとする範囲やその時期など、申請者が講ずべき対応が廃止措置計画で明らかにされ、その内容が適切であれば、再処理規則第19条の5第1項及び第3項の要件を満たすと考える。

東海再処理施設の廃止措置では、回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出し、特定廃液を処理して、リスクを低減する作業を、他に優先して実施しなければならない。このため、東海再処理施設の廃止措置計画において廃止措置の全期間の全工程について詳細を定めることが困難な合理的な理由がある場合には、廃止措置の工程の全体像を示し、当面実施すべき工程について詳細を定めた廃止措置計画の認可を申請することを認め、以後は、詳細を定めることができたものを追記するなどして逐次廃止措置計画の変更の認可を申請することを認める。

なお、廃止措置計画の複数の部分に変更が必要になった場合であつて、認可の申請を部分ごとに行うことにつき合理的な理由があるときは、当該部分ごとに廃止措置計画の変更の認可を並行して申請することを認める。

2 廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等について

廃止措置を実施する上で施設の改造又は設置（以下「改造等」という。）が必要となった場合は、①事業の変更の許可の申請並びに設計及び工事の方法並びに溶接の方法の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項が廃止措置計画に定められ、②その内容が再処理施設の現況や再処理維持基準規則等に照らして適切と認められるのであれば、認可を受けた廃止措置計画に定める

ところにより当該改造等を行うことを認める。

3 放射線被ばくの管理及び低減等について

東海再処理施設の廃止措置計画の審査に当たっては、機構が、廃止措置計画に示す、解体の対象となる施設及びその解体方法、性能維持施設、性能維持施設の位置、構造及び設備並びに性能、その性能を維持すべき期間、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法、使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去の方法並びに使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄方法に関して、放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置、東海再処理施設において行われる気体状及び液体状の放射性廃棄物の廃棄に関し、放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにする措置、排気施設によって排出及び海洋放出施設によって放出される放射性廃棄物に起因する被ばく線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置その他の放射性物質に起因する被ばく線量を低くするための措置を合理的に、かつ、可能な限り講ずることとし、その措置が記載されていることを確認する。

第5 申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項に対する審査（再処理規則第19条の5第1項及び第3項）

申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項及び各事項については次のとおり定めていることを確認する。

なお、廃止措置計画の変更の認可の申請書記載事項は、再処理規則第19条の6第1項各号に掲げられているが、同項第1号から第3号までに掲げる事項について記載すべき内容は、当該事項に対応する再処理規則第19条の5第1項に掲げられた事項について記載すべき内容と同様である。また、変更の理由（再処理規則第19条の6第1項第4号）については、変更が必要な理由が明らかにされていることを確認する。

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名（再処理規則第19条の5第1項第1号）
- 2 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地（再処理規則第19条の5第1項第2号）
- 3 廃止措置対象施設及びその敷地（再処理規則第19条の5第1項第3号）
- 4 解体の対象となる施設及びその解体の方法（再処理規則第19条の5第1項第4号）
 - ① 解体の対象となる施設が明確に定められていること。
 - ② 解体・撤去の工法が、公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばく線量の抑制及び低減する観点に立ち、施設内に残存する放射性物質の種類、数量、分布及び放射性廃棄物の発生量を事前に評価を実施した上で、具体的に定められていること。

- ③ 保安のために必要な再処理施設の維持管理、放射性物質の取扱いその他の必要な措置が、廃止措置の進捗に応じた段階ごとに定められていること。
- ④ 廃止措置に係る各作業の管理及び工程管理に関する必要な対応が定められていること。
- ⑤ 廃止措置について詳細な方法等を定めることが困難な部分がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該部分に係る主要な工程及び全体の見通し等に係る事項並びに当該部分について詳細な方法等を定める時期が定められていること。この場合において、詳細な方法等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な方法等を定める時期が定められていること。

5 性能維持施設（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 5 号）

- 性能維持施設が、事業の指定、設計及び工事の方法の認可等既往の許認可に基づく施設、廃止措置計画の認可を受ける前に施設定期検査及び施設定期自主検査の対象としていた施設並びに保安規定に基づき保守管理の対象としている設備類（緊急安全対策として整備したものを含む。）等から抽出され、定められていること。維持すべき性能又は性能維持施設に廃止措置の進捗に応じた変化（性能維持施設の増減を含む。以下第 5 の 5 及び 6 において同じ。）があるときは、当該廃止措置の進捗に応じた段階ごとに定められていること。

また、廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等に係る廃止措置計画の認可の申請を受けた際は、維持すべき性能又は性能維持施設に当該改造等による変化がないかを確認し、変化があると認められる場合は、申請に係る廃止措置計画に当該変化に応じて維持すべき性能及び性能維持施設に関することが定められていることを確認すること。維持すべき性能又は性能維持施設に改造等の進捗に応じた変化があるときは、当該改造等の進捗に応じた段階ごとに定められていること。

なお、認可を申請する時点で、個別の性能維持施設を抽出して特定し難い場合は、設備等を特定して性能維持施設を定める時期を示した上で、設備等が属する系統や施設等が性能維持施設として定められていること。

6 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに再処理維持基準規則の第 2 章及び第 3 章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 6 号）

- ① 性能維持施設の位置、構造及び設備、その性能並びにその性能を維持すべき期間が具体的に定められていること。維持すべき性能に廃止措置の進捗等に応じた変化があるときは、廃止措置の進捗等に応じた段階ごとに定められていること。
- ② 再処理維持基準規則第 2 章及び第 3 章に規定する基準（以下「維持基準」という。）により難い特別な事情があるため、廃止措置計画に定めるところにより性能維持施設を維持しようとする場合は、当該特別な事情を明ら

かにするとともに、再処理施設の現況や技術上の基準等に照らし適切な方法及び水準により性能維持施設を維持する方法等が定められていること。なお、特別な事情の類型を例示すれば次のとおりであり、これらに該当することについて具体的に説明されていること。

- 当面の安全性は確保できる旨の大略の評価結果は得ているものの、精緻な評価結果を得るためには、適切な資源配分を行ったとしても相当の期間を要するため、直ちに維持基準への適合性を説明することができない場合
 - 施設の現況等に照らし、維持基準をそのまま適用することは合理的でない場合
 - 性能維持施設を維持基準に適合させることよりも、速やかに当該施設に係るリスクを低減させることが合理的である場合
- ③ 性能維持施設の改造等を行う場合は、設計、工事、当該工事の管理及び試験・検査の方法に関すること（当該工事において溶接を行う場合は、溶接の設計、施工管理及び試験・検査の方法に関することを含む。）が定められていること。
- ④ 申請の時点で詳細な事項等を定め難い性能維持施設がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該性能維持施設について、詳細な事項等を定めるための方針及びその時期が定められていること。この場合において、詳細な事項等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な事項等を定める時期が定められていること。
- ⑤ 性能維持施設の保守管理その他の事項について保安規定において具体的な対応等を定める場合は、その旨が記載されていること。

7 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法（再処理規則第19条の5第1項第7号）

- ① 保有する使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の種類並びにその数量が明らかにされていること。
- ② 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物を搬出するまでの間における具体的な保管及び管理の方法が定められていること。具体的な保管及び管理の方法が検討中である場合は、当面の保管及びその管理の方法並びに当該検討に係る方針及び予定（当該検討の期限が明らかなものに限る。）が定められていること。
- ③ 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の譲渡しに関する計画及び方法が定められていること。ただし、具体的な計画及び方法が検討中である場合は、核燃料物質、使用済燃料及び使用済燃料から分離された物の譲渡しに係る当面の対応のほか、当該検討に係る方針及び予定（当該検討の期限が明らかなものに限る。）が定められていること。
- ④ 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法を、事業の指定に定められた方法に従い、当該処分に関する計画が定められていること。なお、

機構においてさらに具体的な事項を定めている場合は、それらの事項が含まれていること。

8 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 8 号）

- ① 再処理施設内の使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布等を評価した上で、具体的な汚染の除去の方法及び安全管理上の措置が定められていること。
- ② 申請の時点で使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去に係る詳細な方法を定め難い部分がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該部分について、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項及び詳細な方法を定める時期が定められていること。この場合において、詳細な方法を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な方法を定める時期が定められていること。

9 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 9 号）

- ① 再処理施設内に保管廃棄する放射性廃棄物及び廃止措置に伴って発生する放射性廃棄物の廃棄について、取扱い並びに処理及び処分の方法が定められていること。
- ② 放射性廃棄物を処分するまでの間、再処理施設内に放射性廃棄物を保管廃棄する場合には、当該保管廃棄の方法、期間及び管理が定められていること。
- ③ 申請の時点で使用済燃料、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄について具体的な対応等を定め難い部分がある場合には、その理由を明らかにするとともに、当該部分について、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項並びに具体的な対応等を定める時期が定められていること。この場合において、具体的な対応等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに対応等を定める時期が定められていること。

10 廃止措置の工程（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 10 号）

- ① 廃止措置の工程が具体的に定められていること。廃止措置の工程のうち、計画を定めた部分がある場合には、当該部分及び計画が併せて示されていること。
- ② 廃止措置の工程の管理及び進捗状況に係る定期的な評価に係る具体的な方法、基準及びその体制が定められていること。
- ③ ②の評価の結果、工程の管理の問題又は進捗の遅延が生じていると認めたとときに行う対応（廃止措置計画の変更の認可の申請を含む。）が定められていること。
- ④ 廃止措置計画の変更の認可を申請する場合で、廃止措置の実績があるときは、計画に対する実績その他の廃止措置の進捗状況及びその評価が示されていること。

11 廃止措置に係る品質マネジメント（再処理規則第 19 条第 11 号）

- 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）を踏まえ、事業指定申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。また、構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置を実施することが定められていること。

12 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない特定再処理施設にあっては、回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期（再処理規則第 19 条の 5 第 3 項第 1 号）

- ① せん断機を操作することができないよう、せん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置を講じることが明らかにされていること。
- ② 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期が、具体的に定められていること。時期については、始期及び終期を定め、具体的な作業内容から策定した工程を踏まえて可能な限り期間の短縮を図ったことが明らかにされていること。
- ③ 申請の時点で回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す詳細な方法等を定めることができない場合であっては、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項については、これが定められ、かつ、今後詳細な方法等を定める範囲やその時期など、必要な今後の対応についても定められていること。

13 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している特定再処理施設にあっては、特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期（再処理規則第 19 条の 5 第 3 項第 2 号）

- ① 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法（安全対策を含む。）及び時期が、具体的に定められていること。時期については、始期及び終期を定め、具体的な作業内容から策定した工程を踏まえて可能な限り期間の短縮を図ったことが明らかにされていること。
- ② 申請の時点で特定廃液の固型化その他の処理の工程に係る詳細な方法等を定めることができない場合であっては、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項について、これが定められ、かつ、今後詳細な方法等を定める範囲やその時期など、必要な今後の対応についても定められていること。

第 6 申請書に添付する書類及びその記載事項に対する審査（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項及び第 4 項）

廃止措置計画の認可の申請書に添付する書類に、次の事項が示されていることを確認する。廃止措置計画の変更の認可を申請するときは、変更に係る事項について説明した資料を添付すれば足りる（再処理規則第 19 条の 6 第 2 項）が、変更が必要となった理由に関する説明が示されていること。

なお、原子力規制委員会が認可の基準（再処理規則第 19 条の 8）への適合性を審査する上で必要と認めるときは、別に書類又は図面の提出を求める（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 10 号）。

1 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書、特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書又は既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 1 号並びに第 4 項第 1 号及び第 2 号）

(1) 回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されていない場合

回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書が添付され、次の事項が記載されていること。なお、特定廃液の固型化その他の処理の工程を完了し、特定廃液が廃液槽に保管廃棄されていないときは、そのことを明らかにする資料も添付されていること。

- ① 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法（安全対策を含む。）及び手順、取出作業に係る人員及び設備の管理方法並びにその体制に関する説明（図面、図表等を含む。）が示されていること。
- ② 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程及び工程管理の方法に関する説明（図面、図表等を含む。）が示されていること。工程が進捗に応じた段階により区分される場合は、当該段階ごとに示されていること。

(2) 特定廃液が廃液槽に保管廃棄されている場合

特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書が添付され、次の事項が示されていること。

- ① 特定廃液の固型化その他の処理の方法（安全対策を含む。）及び手順、処理に係る人員及び設備の管理方法並びにその体制に関する説明（図面、図表等を含む。）が示されていること。
- ② 特定廃液の固型化その他の処理の工程及び工程管理の方法に関する説明（図面、図表等を含む。）が記載されていること。工程が進捗に応じた段階により区分される場合は、当該段階ごとに示されていること。

(3) 回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されている場合

既に回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されていることを明らかにする資料が添付され、次の事項が示されていること。なお、特定廃液の固型化その他の処理の工程を完了し、特定廃液が廃液槽に保管廃棄されていないときは、そのことを明らかにする資料も添付されていること。

- ① 既に回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されていることに関する説明が記載されていること。
- ② 再処理設備本体の操作の停止に関する恒久的な措置に関する説明が示されていること。

2 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図（再

処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 2 号)

- 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図（必要がある場合は地勢や施設の現況等に関する説明を含む。）並びにこれらに関する説明が示されていること。

3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 3 号)

- ① 廃止措置期間中の使用済燃料及び核燃料物質による汚染の除去並びに放射性廃棄物の廃棄に係る放射線管理の基本的考え方及び対応に関する説明が示されていること。
- ② 廃止措置期間中の使用済燃料及び核燃料物質による汚染の除去、放射性廃棄物の廃棄に係る作業又は工程ごとの被ばく低減対策及び安全対策に関する説明が示されていること。
- ③ 放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の発生量を、中和、濃縮等放射性廃棄物を処理する作業の種類ごとに評価した結果が廃止措置の作業又は工程ごとに示されていること。
- ④ 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に伴う周辺公衆の線量、放射性固体廃棄物の保管に伴う直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の線量に関する説明が廃止措置の作業又は工程ごとに示されていること。

4 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 4 号)

- ① 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、津波、浸水、火災、火山活動、竜巻等があった場合に発生すると想定される事故（重大事故等、大規模損壊に係るものを含む。）の種類、程度、影響等に関する説明が示されていること。
- ② 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における体制及び対応に関する説明が記載されていること。なお、保安規定において具体的な対応等を定めている場合は、その旨が示されていること。
- ③ 申請の時点で廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、津波、浸水、火災、火山活動、竜巻等があった場合に発生すると想定される事故（重大事故等に係るもの及び大規模損壊に係るものを含む。）の種類、程度、影響等に関する説明を詳細に行うことができない部分があるときは、その理由を明らかにするとともに、その旨の記載がされ、説明の概略及び詳細な説明を行う時期が示されていること。この場合において、詳細な説明を行う時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な説明を行う時期が示されていること。
- ④ 初期の廃止措置計画について認可を申請する場合において、①及び②に掲げる説明について詳細な説明が困難な事項があるときには、機械又は装

置の故障（既往の許認可における再処理施設の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される再処理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書及び緊急安全対策を基にしたもの等を含む。）、地震及び津波等について、既往の評価結果を基に、優先して実施すべき工程に係る施設の現況等に可能な限り即した説明が示されていること。

5 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 5 号）

○ 再処理施設に残存する放射性物質の種類、数量及び分布に関する説明が示されていること。

6 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 6 号）

○ 第 5 の 5（性能維持施設）及び 6（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間等）に記載した性能を維持すべき期間に関する詳細な説明が示されていること。

7 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 7 号）

○ 廃止措置対象施設の廃止措置に要する費用の見積もり総額が明示され、その費用の調達計画が示されていること。

8 廃止措置の実施体制に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 8 号）

① 廃止措置の実施体制（組織及び各職位の職務内容を含む。）並びに廃止措置の工程管理及び評価方法に関する説明が示されていること。

② 東海再処理施設の廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者を選任する際の基本方針及びその説明が示されていること。

9 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 9 号）

○ 品質マネジメントシステムの下で性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが示されていること。

第 7 申請書の提出部数（再処理規則第 19 条の 5 第 5 項）

正本 1 通及び写し 1 通